

西京極総合運動公園誘導サイン整備基本計画策定業務委託仕様書

第1章 業務概要等

1 業務名称

西京極総合運動公園誘導サイン整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）委託

2 目的

西京極総合運動公園は、京都府内随一の規模のスポーツ施設が集積しており、各競技団体の大会・試合が年間を通じて多数開催されている。令和9年5月には、国際的な大会であるワールドマスターズゲームズ関西の会場となる予定であり、各国から多数の外国人選手の来場が見込まれている。

一方で、公園への主要アクセスルートである阪急西京極駅から公園までの導線上には十分な誘導サインがなく、また、公園内の誘導サイン含め、特に、外国人の方に対して多言語対応が十分にはされていない状況である。

また、公園施設の一部は、ネーミングライツによる通称表記も必要となり、分かりにくくなっているほか、名称更新のたびに、誘導サイン表記も更新しなければならない状況にある。

本業務は、上記の状況を改善するために、多様な来園者に対して分かりやすい誘導サインを阪急西京極駅・公園周辺部の道路等及び公園内に整備することを目的として、誘導サインの整備基本計画策定を委託するものである。

3 業務対象施設及び検討範囲

(1) 業務対象施設

西京極総合運動公園（京都市右京区西京極新明町）内の各施設（駐車場等屋外施設を含む。）及びかたおかアリーナ京都、市民スポーツ会館

※かたおかアリーナ京都、市民スポーツ会館は公園外であるが、公園と一体的に管理・利用されている施設である。

(2) 検討範囲

西京極総合運動公園及びかたおかアリーナ京都・市民スポーツ会館敷地内並びに阪急「西京極駅」及び、バス停「西京極運動公園前」から公園に至る周辺箇所（別紙参照）

※各施設内部のサイン検討は除く。

4 履行期間

契約の日から令和8年3月27日（金）まで

※ ただし、第2章5「概算事業費」については、概略検討を踏まえ、一旦取りまとめたうえで、令和7年8月末までに中間報告をすること。

第2章 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 計画準備

業務を遂行するにあたり、履行期限を遵守し、効率よく業務が進められるよう、全体的な作業計画の立案及び作成、作業方法の検討、作業指示、適切な人員配置を

計画し、作業計画書を作成し、本市の承認を得ること。

2 現地調査

検討範囲の現況の誘導サインの状況を把握し、現状維持、更新すべきもの、撤去すべきもの等に分類のうえ、平面図や写真等で結果を整理すること。また、左記の調査結果を踏まえ、本業務におけるサイン整備の目的と整備の考え方を整理するとともに、整備するサインの種類を整理すること。

3 デザイン及び標準仕様の検討

上記2の現地調査の結果を踏まえ、デザイン及び標準仕様（表示内容、形状、寸法、素材、設置方法等）を検討すること。

なお、検討に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 国際スポーツ大会であるワールドマスターズゲームズ（令和9年度開催予定）を想定し、「京都市観光案内標識アップグレード指針（平成23年度策定）」も踏まえ、ユニバーサルデザインや多言語表示、京都の景観に調和したデザインとすること。
- ・ 駅やバス停から公園までの誘導のしやすさだけでなく、イベント終了時の混雑緩和・分散化も考慮し、公園内各施設から駅やバス停までの誘導についても考慮・検討すること。
- ・ 広域避難場所である西京極総合運動公園に分かりやすく誘導できるような表示とすること。
- ・ ネーミングライツによる通称表記をしてもなお、分かりやすい表示とするとともに、名称変更にも柔軟に対応できるようにすること。
- ・ 現在、西京極総合運動公園全体の再整備を検討中である。整備内容は未定であるが、サイン整備後、サイン内容の変更に柔軟に対応できるようにすること。

4 設置場所の検討

上記2の現地調査で明らかになった課題等を踏まえ、誘導サイン種別に応じた設置場所（設置方向や高さ等を含む。）を検討し、設置場所一覧表と配置図を作成すること。

5 概算事業費の算出

上記3、4で作成したデザイン及び標準仕様、設置場所を踏まえ、設置費用及び既存構造物の撤去費用の概算事業費を算出すること。

6 打合せ協議

- (1) 受託者は、本業務の着手時・中間時・完了時のほか、本市からの要望又は必要に応じて本市と協議を行い、業務実施方針について本市の承諾を受けるものとする。
- (2) 協議結果については、受託者において打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

7 成果品

以下の(1)～(5)について、業務完了後に本市に提出すること。

- (1) 業務報告書（サイン整備基本計画本編を含む。） 紙1部及び電子データ一式
- (2) 完了通知書
- (3) 納入書
- (4) 請求書
- (5) その他本業務で作成し、本市が必要と認めたもの

第3章 その他

1 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

2 資料提供

受託者には、参考として、本市が所有している図面等、各種データを可能な範囲で提供する。

3 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。前規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

4 その他

この仕様書の定めがない事項が生じた場合やこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本市と協議を行い、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。

(別紙) 業務検討範囲と主な施設

